

少量危険物タンクの試験確認に係る業務規程

制定 昭和 59 年 8 月 1 日危保規程第 5 号
全部改正 平成 26 年 3 月 28 日危保規程第 6 号
改正 令和 3 年 10 月 20 日危保規程第 19 号
改正 令和 6 年 11 月 14 日危保規程第 25 号
最終改正 令和 7 年 3 月 24 日危保規程第 9 号

第 1 目的

この規程は、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 4 の規定に基づき、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）別表第 3 に定める指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンク（以下「少量危険物タンク」という。）について、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が製造者等の申請に基づき、水張試験又は水圧試験の実施状況並びにその構造及び品質管理等に係る確認（以下「試験確認」という。）を行う場合に必要な手続き等を定め、もって当該タンクの危険物の貯蔵、又は取扱いの安全確保に寄与することを目的とする。

第 2 用語の定義

この規程で用いる用語の定義は、次による。

1 屋内（外）タンク

火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 12 日自消甲予発第 73 号。以下「条例（例）」といふ。）第 31 条の 4 第 2 項に規定する鋼板で気密に造られた少量危険物タンクをいう。

2 地下タンク

条例（例）第 31 条の 5 第 2 項第 4 号に規定するガラス繊維強化プラスチック（以下「FRP」という。）で気密に造られた少量危険物タンクをいう。

3 その他のタンク

少量危険物タンクのうち、屋内（外）タンク及び地下タンクを除いたタンクをいう。

4 設計仕様

次に掲げるものをいう。

（1）屋内（外）タンク

少量危険物タンクの材質、形状、寸法、板厚及びタンクの容量をいう。

（2）地下タンク

少量危険物タンクの FRP の項目に応じ、次表に掲げる要件欄に掲げる内容をいう。

項目	要件
強化プラスチックの材料	樹脂及び硬化剤の種類
	主な強化材の種類

タンク本体の成形方法	主な成形方法
タンク本体の形状等	内径
	鏡の形状
	中仕切の数
補強措置	構造

(3) その他のタンク

その他のタンクについては、協会の理事長（以下「理事長」という。）が別に定める。

5 型式

製造工場及び設計仕様によって分類される型をいう。ただし、地下タンクについては、中仕切数を増やすことにより中仕切間隔が減少する場合で、4、(2)の表の要件欄に掲げる中仕切数以外の内容が同一の場合は、同一型式とする。

6 地下タンクの変更に係る試験確認区分

試験確認を受けた地下タンク本体について、(1)に掲げる変更を行う場合は重変更として、(2)に掲げる変更を行う場合は軽変更として扱うものとする。

(1) 重変更

- ア タンクの胴長の増加
- イ 主要成形部の接続部、ハンドレイアップ等の位置の変更
- ウ タンク本体の厚さの変更
- エ アからウ以外のタンク本体の安全性に重要な影響がある変更

(2) 軽変更

- ア タンクの胴長の減少
- イ タンク内径の減少
- ウ 中仕切の数の増加
- エ ノズル、マンホール等の補強方法の変更
- オ アからエ以外の軽微な変更

7 試験確認基準

別に定める「少量危険物タンクの試験確認基準」（以下「試験確認基準」という。）に規定する試験及び検査をいう。

第3 試験確認の対象

この規程に基づく試験確認業務の対象は、屋内（外）タンク、地下タンク及びその他のタンクとする。

ただし、申請者の申請に応じて、指定数量の5分の1未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクについても試験確認を行うことができる。

第4 試験確認の方法

この規程に基づく試験確認は、確認工場方式により行うものとする。

確認工場方式とは、理事長が、品質管理体制等から試験確認基準に適合する少量危険

物タンクを継続して製造することができると認めた工場（以下「確認工場」という。）として指定する方式をいう。

第5 試験確認業務に関する手続き等

試験確認業務に関する手続き等は、次により行うものとする。

なお、申請等に係る書類は正副2部提出すること。

1 申請

確認工場の指定を受けようとする者は、様式第1に示す申請書に別表第1に掲げる書類を添えて理事長に申請する。

2 製造工場の現地調査、確認工場の指定等

- (1) 理事長は、申請書類を審査した後、品質管理体制等が整っていると認めるときは、協会の職員を製造工場に派遣する。
- (2) 協会の職員は、製造工場において、製造工程及び製造設備、別表第2に掲げる書類及び品質管理体制等について現地調査を行うとともに、試験確認基準に基づき少量危険物タンクの型式ごとに供試品を指定し、当該供試品について申請者が実施する水張試験、又は水圧試験に立ち会うものとする。
- (3) 理事長は、(2)の性能試験の結果、供試品が試験確認基準に適合しており、かつ、製造工場の品質管理体制等が有効に機能し、試験確認基準に適合する少量危険物タンクを継続的に製造することができると認めた場合は、当該工場について期間を定めて確認工場に指定するとともに少量危険物タンクを型式ごとに指定し、様式第2の通知書により申請者に通知する。
- (4) 理事長は、確認工場に指定することが不適当であると判断した場合は、様式第3の通知書に、その理由を記して申請者に通知する。

3 確認工場不指定の場合の再申請

理事長から確認工場不指定の通知を受けた者は、その通知書の交付日から3か月以内に改めて確認工場の指定を受けようとする場合は、1により1回に限り理事長に申請を行うことができる。この場合、不指定となった原因及び改善措置について説明した書類を添付しなければならない。

4 試験確認済証

確認工場の指定を受けた者は、2、(3)により型式の指定を受けた少量危険物タンクに、別記の試験確認済証を貼付することができるものとする。

- (1) 試験確認済証の交付を受けようとする者は、様式第4の申請書により理事長に申請する。
- (2) 理事長は、当該申請に係る少量危険物タンクが、試験確認を行ったものと同一型式であると認めるときは、別記の試験確認済証を交付する。
なお、理事長は、同一型式の少量危険物タンクであるかどうかを確認するための調査を行うことができるものとする。
- (3) 試験確認済証の交付を受けた者は、試験確認済証を適正に管理するとともに、受領年月日、出荷先、出荷年月日及び残枚数等を記録しておくものとする。
- (4) (1)の申請により試験確認済証を交付する枚数は、4,000枚を上限とする。

5 定期調査

- (1) 確認工場の指定を受けた者は、少量危険物タンクの製造数が4,000基を超えるごとに理事長が行う確認工場の調査（以下「定期調査」という。）を受けなければならない。
ただし、年間の製造数が4,000基に満たない場合は、1年に1回定期調査を受けなければならない。
- (2) 定期調査を受けようとする者は、様式第5の申請書に別表第1に掲げる書類を添えて、理事長に申請するものとする。
- (3) 定期調査は、理事長が協会の職員を確認工場に派遣して、水張試験又は水圧試験の実施状況、品質管理体制、構造及び表示の管理状況等の調査を行わせるものとする。
- (4) 理事長は、定期調査の結果について様式第7の通知書により、その旨を申請者に通知する。
ただし、定期調査で協会の職員が調査するべき事項の一部若しくは全部が調査できなかった場合は、その旨を申請者に様式第8の通知書により通知する。
- (5) 理事長は、定期調査の結果、試験確認基準に適合しないと判断した場合は、その原因を究明させるとともに、必要な措置を行わせるものとする。
- (6) 確認工場の指定を受けた製造工場において、年間を通して製造実績がない場合は、1年間に限り定期調査を延期できるものとする。この場合において、製造を再開する際は、速やかに定期調査を受けなければならない。
定期調査の延期を願い出る者は、様式第6の届出書により、確認工場の指定を受けた期間内に理事長に届出なければならない。

6 再定期調査

- (1) 定期調査を実施した結果、不適合となった場合又は定期調査で協会の職員が確認するべき事項の一部若しくは全部が確認できなかった場合で、その旨の通知を理事長から受けた者は、確認工場指定期間の終了日から3か月以内に、1回に限り再定期調査を受けることができる。
- (2) 再定期調査を受けようとする者は、様式第5の申請書に別表第1に掲げる書類を添えて、理事長に申請するものとする。
この場合、定期調査において不適合となった原因及び改善措置について説明した資料を申請書に添付しなければならない。
- (3) 理事長は、(2)の申請があったときは、申請書類を審査のうえ、5、(3)に準じて、再定期調査を行う。
- (4) 理事長は、再定期調査の結果について様式第7の通知書により、その旨を申請者に通知する。

7 新型式の追加

- (1) 確認工場の指定を受けた者が新たに別型式の少量危険物タンクの試験確認を受けようとする場合は、様式第9の申請書に、別表第1に掲げる書類を添えて、理事長に申請するものとする。
- (2) 理事長は、申請書類が適正であると認めるときは、協会職員を当該確認工場に派遣する。
- (3) 協会職員は、試験確認基準に基づき少量危険物タンクの型式ごとに供試品を指定し、

当該供試品について申請者が実施する水張試験、又は水圧試験に立ち会うものとする。

(4) 理事長は、様式第 10 の通知書により試験確認の結果を申請者に通知する。

(5) 試験確認不適合の場合の再申請

ア 試験確認を実施した結果、不適合となった型式について、改めて試験確認を受けようとする者は、不適合である旨の通知書の交付日から 3か月以内に、1回に限り、(1)により理事長に再申請を行うことができる。この場合、不適合となった原因及び改善措置について説明した資料を申請書に添付しなければならない。

イ 理事長は、アの再申請があったときは、申請書類を審査の上、(3)に準じて試験確認を行う。

ウ 理事長は、イの結果について様式第 10 の通知書により、その旨を申請者に通知する。

8 地下タンクの重変更又は軽変更の試験確認

(1) 重変更に係る試験確認

ア 重変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第 9 に示す申請書に、1 の規定に準じて重変更に係る添付書類を添えて理事長に申請する。

イ 理事長は、申請書類が適正であると認めるとときは、協会の職員を確認工場等に派遣して、変更内容について現地調査を行う。

ウ 試験確認の結果通知及び再申請については、2 及び 3 の規定に準じるものとする。

(2) 軽変更に係る試験確認

ア 軽変更に係る試験確認を受けようとする者は、様式第 9 に示す申請書に、1 の規定に準じて軽変更に係る添付書類を添えて理事長に申請する。

イ 理事長は、申請書類が適正であり、軽微な変更と認められる場合を除き、協会の職員を確認工場等に派遣して、変更内容について現地調査を行う。

ウ 試験確認の結果通知及び再申請については、2 及び 3 の規定に準じるものとする。

9 製造設備等の変更届及び変更調査

(1) 確認工場の指定を受けた者が、その製造工程、製造設備、検査設備又は性能試験設備等を変更しようとする場合は、あらかじめ様式第 11 の変更届により理事長に届出なければならない。

(2) 理事長は、変更届に係る変更が完了した旨の報告を受けた場合は、軽微な変更と認められる場合を除き、協会の職員を当該確認工場に派遣し、当該変更に係る調査（以下「変更調査」という。）を行わせるものとする。

(3) (2)の変更調査は、変更後の品質管理体制等を確認するとともに、供試品を指定し、当該供試品の水張試験、又は水圧試験に立ち会うこと等により、変更後に製造された少量危険物タンクが試験確認基準に適合するかどうかの確認を行うものとする。

(4) 理事長は、様式第 12 の通知書により変更調査の結果を通知する。

第 6 事故等の報告

出荷した少量危険物タンクに係る事故等を知り得た場合は、速やかに協会に報告する

ものとする。

第7 立入調査等

理事長は、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、立入調査等を実施することができる。

立入調査等の実施については、別に定めるものとする。

第8 資料提出

試験確認を受けた者は、次の事項に変更が生じた時は、遅滞なく理事長に届出なければならない。

- 1 住所又は法人の住所
- 2 氏名又は法人の名称
- 3 法人の代表者の氏名又は職位
- 4 確認工場の名称
- 5 その他理事長が必要と認めた事項

第9 手数料

1 手数料

手数料の額は、次に掲げる業務の種類に応じ、それぞれ当該手数料に定める額に、この額に係る消費税相当額を加算した額とする。ただし、試験確認又は調査（以下、この条において「試験確認等」という。）のため、協会の職員が確認工場等に出張する場合の手数料の額は、この額に2に定める旅費等の額を加算した額とする。

(1) 屋内（外）タンク

試験確認の区分	手数料
① 確認工場指定	一型式 150,000 円
一型式増える毎に加算する額	75,000 円
② 新型式	一型式 100,000 円
③ 定期調査	55,000 円
④ 製造設備等の変更調査	100,000 円
⑤ 上記①から④の再申請	上記①から④と同額
⑥ 試験確認済証	1枚あたり 300 円

(2) 地下タンク

試験確認の区分	手数料
① 確認工場指定	1,000,000 円
一型式増える毎に加算する額	700,000 円
② 新型式	一型式 700,000 円

③ 重変更	600,000 円
④ 軽変更	150,000 円
⑤ 定期調査	一型式ごとに 400,000 円
⑥ 製造設備等の変更調査	700,000 円
⑦ 上記①から⑥の再申請	上記①から⑥と同額
⑧ 試験確認済証	1 枚あたり 2,000 円

(3) その他のタンク

その他のタンクについては、理事長が別に定める。

2 旅費等の額

(1) 旅費は、次に定める額の合算額とする。

ア 日当

1 日につき 2,200 円

イ 宿泊料

甲地方 1 日につき 10,900 円

乙地方 1 日につき 9,800 円

ウ 交通費相当額

(2) 外国で行う試験確認等に係る旅費の額に相当する額は、(1)の規定にかかわらず、理事長が別に定める。

3 試験確認等に必要と認められる旅費以外の経費は、理事長が別に定める。

4 既に納付された手数料は、協会が当該手数料の対象となる業務の申請書を受け付けた後においては、返還しない。

第 10 試験確認済証の管理

1 試験確認を受けた者は、試験確認済証について、次に掲げるところにより厳正に管理しなければならない。

(1) 試験確認済証管理責任者の選任

(2) 試験確認済証を付した少量危険物タンクの製造数、製造年月日等の把握

2 試験確認を受けた者は、1に掲げる事項について、帳簿を整備するとともに、理事長が要求した場合(現地調査において協会の職員が要求した場合を含む。)にこれを提示しなければならない。

3 試験確認を受けた者は、試験確認済証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

また、試験確認済証を他人に占有されたとき(盜難等を含む。)は、直ちに協会に通知しなければならない。

第 11 試験確認結果の取消し等

理事長は、試験確認を受けた者又はその関係者に、著しく不適当な行為があると認めた場合は、試験確認結果の取消し等の必要な措置を講じることができる。

試験確認結果の取消し等については、別に定めるものとする。

第12 申請の不受理

理事長は、次のいずれかに該当する場合の申請については、これを受理しないことができる。

- 1 成年後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないものである場合
- 2 申請者が第11に規定する試験確認結果の取消し等を受け、3年を経過していない場合
- 3 第11に規定する試験確認結果の取消し等を受け、3年を経過していない法人の役員である者又は役員であった者が申請者又はその役員である場合
- 4 申請者又はその役員が刑法上の傷害罪、暴行罪、脅迫罪、背任罪等の罪を犯し、罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終った日又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過していない場合
- 5 その他試験確認を行うことが不適当であると認められる場合

第13 申請受理の留保

理事長は、申請者等が、次のいずれかに該当すると認めた場合は、受理を留保することができる。

- 1 型式試験確認で不適合又は未実施となった場合で改めて当該型式試験確認を申請する場合に、型式試験確認で不適合又は未実施となった原因及び改善措置について説明した書類が添付されていない場合、又は、当該書類の内容が妥当でないと認められる場合
- 2 その他理事長が申請受理を留保することが適当であると認める場合

第14 その他

理事長は、申請者からの申請において、真正かつ公正な試験確認業務の遂行上必要と認める場合は、臨時調査を実施することができる。

臨時調査の実施については、別に定めるものとする。

第15 雜則

1 申請書類の返還

理事長は、提出された申請書類のうち、副本1部を試験確認終了後に申請者に返還する。

2 試験確認の立ち会い

(1) 試験場所

申請書類によって申請された場所とする。

(2) 測定機器類

試験確認に使用する測定機器類は、申請者の負担で準備する。

3 その他

この規程に定めるもののほか、試験確認等の実施に必要な事項は理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、「少量危険物タンクの試験確認に係る業務規程（昭和 59 年 8 月 1 日危保規程第 5 号。以下「旧規程」という。）第 4、4、(1)に基づく旧規程別記様式第 6 に定める試験確認済証が貼付されている少量危険物タンクについては、別記の試験確認済証が貼付されているものとみなす。
- 3 この規程の施行日前 1 年以内に旧規程における試験確認を受けていた者が、平成 28 年 3 月 31 日までの間に理事長に別記様式第 1 による少量危険物タンクの試験確認継続申請と様式第 5 による少量危険物タンクの定期調査申請を併せて行い、当該定期調査に適合した場合は、理事長が第 5、2 の確認工場に指定するものとする。
- 4 理事長は、3 の申請を承認した場合は、別記様式第 2 の通知書により申請者に通知するものとする。

附 則（令和 3 年 10 月 20 日危保規程第 19 号）

- 1 この規程は令和 3 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 11 月 14 日危保規程第 25 号）

- 1 この規程は令和 6 年 11 月 14 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 24 日危保規程第 9 号）

- 1 この規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年度に実施した確認工場定期調査の結果通知書（様式第 7）において、指定期間の指定期限が令和 7 年 6 月 30 日以前に指定されているものについての第 5、5 の定期調査に係る手数料の額は、なお従前の例による。